

義援金申受要領

1. 義援金募金額 1口1万円以上をお願いします。
2. 募 集 期 間 2024年2月13日(火)～3月22日(金)

3. 申し受け要領

- (1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、3月22日(金)までに、FAXにてご連絡ください。
- (2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として3月25日(月)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

- (3) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。
寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等(資本金の額+資本準備金の額)×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額(法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額)×100分の2.5〕×4分の1=〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5+1,500万円×100分の2.5〕×4分の1=〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体(県市町村)への募金をご検討いただけますと幸いです。

- (4) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

4. 振込先口座 池田泉州銀行/宝塚駅前支店/普通預金/0195839/宝塚商工会議所 会頭 石丸寛二

<本件担当> 宝塚商工会議所 総務課

TEL: 0797-83-2211 (担当: 胡中)

FAX: 0797-84-3618